

特記仕様書 ①

1 業務名称

御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託

2 業務目的と概要

御堂筋は、本市の第一次都市計画事業の中心プロジェクトとして、当時幅 6m の道路を拡幅し、梅田から難波を結ぶ幅員 44m の大幹線道路として昭和 12 年（1937 年）5 月 11 日に完成した。これまでに例をみないような大事業であったため、拡幅後の沿道にもたらす利益を根拠に整備費用の一部を沿道の住民に負担していただくといった新たな制度も導入しながら、市民がつくりあげたみちであることも御堂筋の特徴である。

この御堂筋は、市の中心部を南北に貫く大動脈として、まちの経済成長を支える基盤施設として重要な役割を担ってきたことはもちろん、全長約 4 キロメートルにわたり開放感のある道幅を有し、電線の地中化、自然あふれるイチョウ並木、ビルの高さを一律百尺（約 31 メートル）に制限するといった斬新で先駆的な取組みを試みることで、世界でも類を見ないほどの美しい道となり、大阪のシンボルとしての歴史と風格を兼ね備えた道となっている。

2017 年には 80 周年を迎え、これを契機として、“車中心から人中心のみちへ”をコンセプトに、段階的に「人中心～フルモール化（全面歩行者空間化）」をめざすこととした「御堂筋将来ビジョン（以下、「将来ビジョン」という。）」を 2019 年 3 月に策定した。

現在、将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、御堂筋の側道歩行者空間化の整備を進めている。

大阪・関西万博（以下、万博という。）開催にあわせて、長堀通から難波西口交差点まで 1.1 キロメートルの側道歩行者空間化を完了する予定である。

また、海外都市との連携も進めており、2024 年 12 月に、パリ市、ニューヨーク市、メルボルン市、シカゴ市と大阪市が一堂に会し、The World Street Congress（以下、「WSC」という。）」を開催し、人中心の「未来社会のみち」のあり方を議論し確認してきたところである。

2025 年の万博には、開催に併せ、御堂筋においても「みちの未来体験」をテーマとして、市民にも楽しんでもらえる「御堂筋サテライトプラン（以下、サテライトプランという。）」を実施する予定である。

本業務は、御堂筋将来ビジョンが策定され、10 年近くが経過しようとしているなか、改めて、御堂筋を築きあげてきた歴史的意義や、10 年間で側道歩行者空間化事業を進めてきたことにより得られた知見、これまでの公民連携した利活用社会実験（御堂筋チャレンジ）による効果検証、WSC での世界への情報発信、サテライトプランでの「みちの未来体験」等、これまで実施してきた取り組みにより見えてきた御堂筋の方向性や、課題をふまえて、将来ビジョンのターゲットイヤーである 2037 年の御堂筋 100 周年に向けて、御堂筋道路空間再編のフルモールまでのロードマップ（セカンドステップの方針案など）の検討、公民連携による持続可能となる高質な都市空間の形成、都市ブランディング戦略（利活用戦略）などのとりまとめを行い、将来ビジョン実現

に向けたファーストステップ以降の進め方の具体的方針案の策定を行うものとする。

また、2027年には、御堂筋は90周年を迎えることから、将来ビジョン実現に向けた、シンポジウムやワークショップ、基調講演を通じて、多くの方から広く意見を聞く機会を設けるために、御堂筋90周年記念事業の企画準備検討を行うものである。

【参考：御堂筋将来ビジョン】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000464479.html>

3. 業務内容

3-1 御堂筋将来ビジョンファーストステップ（側道歩行者空間化）の検証・評価

長堀通（新橋交差点）からなんば広場（難波西口交差点）の区間について、ファーストステップである側道歩行者空間化を進めているところである。

この側道歩行者空間化による、社会的な影響効果や、エリア価値の向上、周辺交通への影響を検証・評価を行い、今後の課題などを整理し対策案を立案すること。

また、これまでの検討資料等は監督職員から貸与するものとする。

（1）効果指標の整理

- ・世界のシンボリストリートにおける人を中心とした豊かなみちづくりの効果を評価するため、社会経済的指標や環境的指標の情報収集を行い、御堂筋に適した効果指標を検討すること。

（2）社会的な影響効果の可視化

- ・エリアの人口分布、転出転入
- ・エリアの地価動向、沿道ビルの空室率
- ・経済波及効果
- ・沿道店舗等の売上
- ・税収の変化など

（3）エリア価値の向上効果

- ・エリア地区診断、周辺環境改善（ごみや放置自転車など）
- ・居心地の良さや豊かさが感じられるスペース、楽しめる都市空間
- ・まちの回遊性の向上検証
- ・エリアブランディング
- ・気候変動への対応、都市のレジリエンスの向上検証 など

（4）交通への影響

- ・御堂筋の通行環境への影響（歩行者、自転車、車等）

- ・周辺道路への交通影響

(5) 公民連携した取り組みの検証・評価

- ・高質な都市空間を維持する取り組み（高質な植栽、ストリートファニチャー等）
- ・日常の道路清掃活動
- ・都市空間を維持するための財源確保など

(6) にぎわいの創出、エリアブランディングへの検証・評価

- ・利活用社会実験の取り組み評価
- ・万博サテライトプランの取り組み効果検証
- ・WSC などによる世界へ向けた情報発信

(7) 今後のファーステップの進め方などの提案、課題整理など

3-2 公民連携による道路管理、利活用等の検証・評価

公民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していくことを目的に、御堂筋（淀屋橋～難波西口交差点間）において、道路協力団体を3団体指定しており、官民連携による高質な空間形成への取組みを行っている。

今後の御堂筋に相応しい公民連携による活動を促進するために、道路協力団体制度、その他制度等について検討を行う必要がある。

(1) 官民連携による高質な空間形成への取組み検討

御堂筋における道路協力団体制度における取組みや、他都市の事例を整理するとともに、課題を整理し、今後の道路協力団体制度のあるべき方向性や、ほこみち制度など他の制度の活用なども含めた検討を行うこと。

(2) 御堂筋での活動を進めていくための検討

御堂筋での活動を進めていくため、パブリシティで透明性を確保した利活用プレイヤーとパブリックな活動プログラムなどのクオリティコントロールについて、今までの実績や活動を踏まえて、今後のあり方について検討を行うこと。

また、当該活動を支えるため必要な、新たな交通インフラや利活用インフラ施設（散水、電気、演出照明など）の検討を行うこと。

3-3 御堂筋エリアブランディングへリーチする利活用戦略

御堂筋でのこれまでの利活用社会実験や万博サテライトプランを踏まえて、御堂筋全体を活かした利活用戦略、都市プロモーションの検討を行い、御堂筋が高質な持続可能でレジリエンスな空間となる戦略立案を行うこと。

- 万博サテライトプランのレガシーの周年事業化を検討すること。
- 御堂筋ブランドを活かした協賛企業へ訴求するプログラムの検討を行うこと。
- 御堂筋をショーケースとしてとらえ、スタートアップ企業のPR機会を設けるなど、御堂筋から育てるプログラム検討を行うこと。
- 都市プロモーションを検討するうえでの、行政における規制（道路占用、景観、交通など）のトリガーにおける制度的緩和などの検討も併せて行うこと。

3-4 御堂筋将来ビジョン実現に向けた方針検討

御堂筋将来ビジョン実現に向けて、これからのファーストステップ以降の取り組みとして、通行機能、アクセス機能、創出される都市空間のあり方や利活用など、多様な観点から検討を行い、人を中心とした豊かなみちづくりを加速させ、豊かで魅力的なまち、気候変動に強いまちづくりにつながるよう、これら総合的視点から検討を行い、具体的な進め方やロードマップを整理し、次期ステップの方針案を策定する必要がある。

また、通行機能やアクセス機能の観点からの検討は、別途検討を実施しており、その検討結果も踏まえながら、以下の検討を行い、「将来ビジョン実現に向けた方針（案）〔御堂筋将来ビジョンの更新版〕」として、とりまとめをおこなうこと。

(1) 検討事項の整理、とりまとめ（3-1～3を踏まえたものとする）

下記に示す多様な検討要素を参考に必要な事項の整理を行うこと。

- 安全安心なパブリックスペースの創出
- 人中心で豊かで魅力的な道路空間の創出
- 地球環境への配慮や付加機能などの検討
（気候変動、自然災害、異常気象（猛暑など）、カーボンニュートラルなど）
- 都市の公衆衛生の観点から機能検討（大気汚染、振動騒音、生活環境など）
- 都市のレジリエンス向上機能の創出（都市の緑化など）
- 新たなモビリティ走行空間の創出検討
- 多様な人を受け入れる包摂的な道路空間の機能検討
- エリア価値向上や地域活性化
- 官民や地域住民がともに考え、作り上げていく共創空間の創出検討
- 都市空間の豊かで人中心の高質な空間を持続可能とする企画検討

(2) 将来ビジョン実現に向けた進め方、ロードマップの検討

(3) セカンドステップの方針、素案作成

- 御堂筋全体を見据えて、必要な都市機能のあり方検討を行ったうえで、空間再編により創出される都市空間の総合的なイメージ検討
- 御堂筋のエリア特性に応じた、南北軸の縦断的な空間再配分検討、断面的な空間再配分（必要な都市機能の構成要素のケーススタディなど）

(4) 方針案に対する各種意見聴取

(地元関係者意見、都市計画審議会、大阪市都心道路再編検討準備会(仮称)など)

(5) 「将来ビジョン実現に向けた方針(案)〔御堂筋将来ビジョンの更新版〕」とりまとめ

3-5 御堂筋90周年事業の企画検討

2027年には、御堂筋は90周年を迎えることから、将来ビジョン実現に向けた、シンポジウムやワークショップ、基調講演を通じて、多くの方から広く意見を聞く機会を設けるために、御堂筋90周年記念事業の企画準備の検討を行う。

また、2025大阪関西万博開催時に実施予定である御堂筋EXPO.サテライトプランのプログラム(一部)を、EXPOレガシーとして、一部を周年事業化するなど、未来へのプログラムへと継続、発展できるよう構成を検討する。

御堂筋90周年事業の企画検討(例)

- バースデーイベント
- シンポジウム(春、夏、秋の三回程度)
- 基調講演検討
- ワークショップ(各テーマ)の企画検討
- 写真展企画検討
- 人中心の空間づくり(国内、海外)の主要都市とのセッション検討
- 御堂筋90周年機運醸成プレプログラム(2026(R8))企画検討
(アフター万博、レガシー創出プログラム(※別途は業務発注予定))
- 御堂筋90周年expandプログラム(2028(R10))企画検討

3-6 協議・調整資料作成

監督職員より別途貸与するこれまでの経過資料を十分に理解したうえで、各企画検討を行う上での警察、地元及び関係機関等と整備にかかる調整・協議等を行うための資料を作成すること。

また、各会議・協議等には、同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。監督職員と協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

(1) 協議・調整資料作成

- 警察協議回数は10回とする。
- 地元協議回数は10回とする。
- 有識者ヒアリングは10回とする。
- 関係者調整回数は10回とする。

3-7 報告書作成

『御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託 報告書（概要版）』としてとりまとめ、通常の報告書作成とは別に A4 版 2 つ折り糊付け製本を 10 部提出するものとする。また、報告書（概要版）の冒頭には、ダイジェスト版（Microsoft Word を基本）（A4 版 10 枚程度及びその他関係資料（Microsoft PowerPoint を基本）を作成し添付するものとする。

特記仕様書②

1. 適用

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

- 業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降契約分より適用＞

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和 6 年度版：国土交通省監修）を適用しています。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和 6 年 2 月 16 日付で示された「令和 6 年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

4. 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。
- ③ なお、監督職員と担当職員が兼務することがある。

5. 配置技術者

- ① 本業務の実施に際し、業務委託共通仕様書の規定に従い実施するものとする。
- ② 各配置技術者（管理技術者、担当技術者）は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制（様式 3）に記載された人物と同一でなければならない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることとの了解を得なければならない。

6. 安全管理

現地踏査等に関して、工事請負共通仕様書（大阪市建設局）に基づき、道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で行うこと。

7. 関係官公庁への手続き

本業務を実施するに当たっては、所轄警察署への道路使用許可申請や建設局各工営所等への必要な諸手続きを行うものとし、許可条件を遵守し業務を実施すること。

8. 設計協議

- ① 原則として業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。
- ② 中間打合せについては15回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。また、中間打合せは、各担当職員が行うものとする。
- ③ 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

9. 成果品の納入

成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員の指示に従うこと。

最終の成果品については、報告書2部、電子媒体2部（報告書に格納）を提出すること。

図面等についてはデータ1式（記憶媒体：CD-Rを原則とするが、容量に応じて監督職員に確認する。）を提出すること。

図面についてはSXF形式またはDXF形式ファイル、数量計算書についてはMicrosoft Excel形式ファイルを標準とし、本市システムで対応可能なバージョンであるか監督職員に確認をとること。

監督職員の指示がある場合にはPDF形式ファイルでもデータを作成し提出すること。

なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。

なお、最終の成果品については監督職員と協議するものとする。

10. 再委託について

1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3) 各種検討、協議・調整資料作成、報告書作成

11. その他

- ① 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の

一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

【追加となる様式】

- 業務委託料請求内訳書（または中間金請求内訳書）

② 本業務により得られた情報は、他に漏洩しないこと。

特記仕様書 ③

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)